

管内	本校数	設置校	設置率	本校数	設置校	設置率
南会津	23	4	17	14	7	50
相 双	56	40	71	33	22	67

管内	本校数	設置校	設置率	本校数	設置校	設置率
いわき	70	46	66	40	28	70
計	575	275	48	299	154	52

5 昭和44年度に発生した学校火災調

管内	学校名	発生日月日、時刻	原因	出火場所	焼失坪数	被害総額	備考
県 南	矢 吹 小	4 .13 午10時	調 査 中	不 明	3,012㎡	95,000,000円	
	安 積 高 校	12 . 6	不 明	美 術 室	841	840,000	
	郡山工業高校	1 . 5	タキ火の不始末	野 球 部 屋	61	451,536	
	小高農高分校	1 .20	過 熱	豚 舎	49	588,000	
	勿 来 高 校	2 .16 前4 .10	調 査 中	第 1 校 舎 附 近	2,235	14,548,346	
県 南	白 河 中 央 中	2 21	調 査 中	1 年 6 組	4,766	40,000,000	
会 津	坂 下 小	2 .26 前9	不 明	北校舎屋根瓦下	20	150,000	

6 教職員の宿日直勤務軽減について

教職員の日直、宿直は戦前から教職員によって行なわれてきたところである。しかし教職員の宿直、日直の業務は、教職員の本務に附随するいわば附随的業務であるといえることができる。できれば、これら教員の宿直、日直勤務を軽減することにより、本務に専念させるための施策を推進する傾向が強まって来た。本県においても、教職員の勤務条件の改善のため、警備員、代行員制度を採用することにより、教職員の宿直、日直勤務の軽減をはかるため努力している現状にある。以下その概要について記すことにする。

(1) 義務教育学校

① 昭和42年度

県下小中学校 879校の中には、小規模校もあり、1人の教員が週1回を越える宿直をしている学校があり、その学校については、週1回を越える部分について宿直代行員を雇用し、宿直勤務の軽減をはかった。その学校

(資料2) 昭和43年度小・中学校職員の宿・日直勤務の態様 (43. 10. 1現在)

- 市町村数 91
- 学校数 本校 小 577校、中 302校、分校 小 203校、中 9校、計 小 780校、中 311校
- 宿・日直勤務の態様

教職員による宿日直を廃止する日	宿、日直に代る措置	実施市町村数	宿直実施校数		日直実施校数		説明事項
			小	中	小	中	
年 中	代行員制	1	小	—	小	—	市町村の定数に含まれた職員
	定数化された職員等	—	中	2	中	—	
	日々雇用又は嘱託	—	小	—	小	—	
	—	中	—	—	中	—	
(1)	無人化	15	小	40	小	40	国の補助により施設、設備のうえ、無人化するもの
	管理設備費によるもの	—	中	1	中	1	
(2)	無人化	1	小	3	小	3	小規模校のため施設なしで宿・日直を廃止するもの(分校を除く)
	施設、設備なし	—	中	2	中	2	
労働基準法(週1回、月1回を超える部分)	代行員制	43	小	298	小	69	県費補助による代行員
	—	—	中	19	中	3	
(2)	無人化	1	小	12	小	12	週1回、月1回を越えた分を空直にしているもの
—	—	—	中	—	中	—	

数は小学校 309校、中学校14校計 323校であった。

② 昭和43年度

昭和43年度当初予算において、小中学校に宿直代行員を設置する場合、県において二分の一県費補助することとし、その学校数は、小学校 298校、中学校19校の計 317校に達した。(これらの学校は、週1回を越える部分についての宿直代行員である。)

さらに年末年始の休日についても宿直代行員、日直代行員を雇用し、年末年始の休日の教職員の宿直、日直を廃止した学校数は、小学校 486校、中学校 243校の計 729校に達したことは、昭和43年度の特記すべきことである。県はこの年末年始の宿・日直代行員の賃金 510円の二分の一についても補助したところである。

なお火災予防の観点から市町村においては、警備員を雇用した学校は439校に達した。その内訳は下表のとおりである。また国においては、無人化のため管理設備費の補助を行なうこととし、教職員の宿・日直勤務軽減について1つの具体策を示したことは注目してよいのではなからうか。